

業績賞受賞候補選定手続

(昭和38年11月22日制定)	(平成10年9月21日一部改正)
(昭和46年9月22日一部改正)	(平成11年9月27日一部改正)
(昭和48年11月22日一部改正)	(平成17年5月16日一部改正)
(昭和54年9月26日一部改正)	(平成24年4月1日一部改正)
(昭和57年10月25日一部改正)	(平成24年7月23日一部改正)
(昭和59年7月23日一部改正)	(平成25年12月16日一部改正)
(昭和60年10月21日一部改正)	(平成26年9月16日一部改正)
(平成7年1月23日一部改正)	(平成27年12月15日一部改正)
(平成7年11月20日一部改正)	(平成28年9月12日改正)
(平成8年4月18日一部改正)	

選奨規程第42条による業績賞受賞候補の選定は、この手続に従って行う。

- 業績賞委員会委員長（以下、委員長と略称する）は、業績賞委員会委員（委員長・副委員長・幹事を含み、以下、委員と略称する）、投票委員及び代議員、各研究専門委員会委員長に対して、規程第9条イ号による推薦候補を原則として3件以内、ロ号による推薦候補を原則として3件以内、ハ号による推薦候補を原則として2件以内選び、所定の用紙（別に定める）により毎年10月末締切で記名推薦を依頼する。
- 委員長は、委員会を開催し前項の推薦候補につき書類の欠落、候補の重複などを整理し、所定の様式に基づいて受付順により投票候補を決定し、投票候補資料を作成する。なお、委員が推薦候補の貢献者に推薦され、推薦を辞退しない場合は、委員を退任するものとし、それが委員長の場合は副委員長が委員長代行となり、委員長及び副委員長共である場合は幹事が委員長代行となり、委員長・副委員長・幹事共である場合は委員の互選により委員長代行を選出する。また、下記(1)、(2)に該当する業績は、推薦がなくとも投票候補に加える。
 - 前年度において会長あるいは委員であって単独での業績賞推薦候補に推薦され、これを辞退した候補
 - 前年度に推薦され、次点又は次々点になった候補
- 委員長は、投票候補について以下のとおり審議対象を決定する。
 - イ号、ロ号の投票候補が6件以内、ハ号の投票候補が4件以内の場合は、該当する号の投票候補全てを審議の対象とする
 - イ号、ロ号の投票候補が7件以上、ハ号の投票候補が5件以上の場合は、該当する号の投票候補について、委員及び投票委員に、投票候補から無記名でイ号によるもの3件以内、ロ号によるもの3件以内、ハ号によるもの2件以内の順位を付けた投票を依頼する。イ号、ロ号については1位：3点、2位：2点、3位：1点として、ハ号については1位：2点、2位：1点として得点の集計を行う。
- 委員長は委員会を開催し、前項の結果に基づき、イ号、ロ号、ハ号のそれぞれについて、つぎの手順により受賞候補を決定する。
 - 第3項(1)の場合、委員会において内容審議し、受賞に値する受賞候補を決定する。

- (2) 第3項(2)の場合、イ号、ロ号については得点数上位6件、ハ号については得点数上位4件（いずれも同点の場合は、その全部）を審議の対象として委員会において内容審議し、規程に定められた件数の受賞候補を決定する。
 - (3) 上記(1)及び(2)において、次点、次々点に該当するものがあればそれらも決定する。（該当なしも可）
 - (4) 原則として第二次投票は行わない。
5. 委員長は、前項によって決定した受賞候補の業績大要とその貢献者の氏名を示した調書を作成して3月下旬までに理事会に諮り承認を得て受賞業績を決定する。